

二級・木造建築士試験の受験資格が変わります！

平成 30 年 12 月 14 日に公布された「建築士法の一部を改正する法律」により、二級・木造建築士試験の受験資格の要件となっている実務経験が、原則として、建築士免許の登録要件に改められます。

この改正により、一定の指定科目を修めて高等学校等を卒業した方は、高等学校等を卒業後すぐに二級・木造建築士試験が受験可能となります。

この改正は、令和 2 年試験から適用※されますので、改正後に最初の受験者となる方に対して受験意向アンケートを実施しています。

※ この改正は、令和 2 年 3 月 1 日から施行されます。

【改正前】



【改正後】



※卒業後 A+B=所定の年数以上

実務経験については、卒業から免許登録までに所定の年数以上必要となります。

ここで高校等とは、二級・木造建築士試験の指定科目の確認を行った大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、職業能力開発大学校を含みます。

(注) 同じ学校を卒業した場合であっても修得した指定科目の単位数等により、「受験資格を満たさない場合」や「卒業後に必要な建築実務の経験年数が異なる場合」があります。

なお、詳細については、下記の web サイトをご確認ください。

木造建築士試験の「学科の試験」は、例年 7 月第 4 週日曜日に実施しておりますが、令和 2 年に例年通り実施した場合、東京オリンピック・パラリンピック期間中となります。このような状況に鑑み、東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の大規模な人の移動を避ける観点等から、試験会場が確保されることを前提に、「学科の試験」については、例年より 2 週間早い 7 月 12 日(日)の日程で実施する予定です。

※令和元年 9 月 17 日現在の情報により作成しております。

【受験意向アンケート等の問い合わせ先】

都道府県指定試験機関

公益財団法人 建築技術教育普及センター

2018 年 12 月改正建築士法 web サイト URL:https://www.jaeic.or.jp/other_info/2018kaisei.html

